平成２５年（フ）第６２９号
横浜市港南区笹下５丁目27番６号
債務者　迫田　純子（旧姓富田）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３４号
横浜市瀬谷区阿久和東３丁目21番地２　グリンライフＡ201号
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６３９号
横浜市南区永田みなみ台１番５―906号
債務者　為近　美之
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２９５号
東京都八王子市長沼町1302番地１都営長沼町第２アパート14号棟304号
債務者　矢崎　芳彰
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第３０４号
東京都青梅市野上町２丁目20番地の４ハイツ寿203号
債務者　惠藤登志子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２４年（フ）第３１８号
東京都大田区仲池上１丁目31番13号
破産者　株式会社メディファーマ
1　決定年月日　平成25年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
富山県砺波市八十歩36番地
破産者　庄東工業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第３０号
福岡県福岡市西区今宿２丁目13番13―205号、開始決定時の住所三重県松阪市駅部田町1125番地２東出荘３号
破産者　久津輪欣江
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所松阪支部

平成２４年（フ）第１２６号
三重県いなべ市員弁町大泉新田33番地７
破産者　小林　範丈
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３９６５号
大阪市浪速区敷津西１丁目10番２号
破産者　田中貿易株式会社
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９０号
岡山市東区中尾204番地　池之内ヒルズＡＮＮＥＸ106、旧住所岡山市東区城東台南２丁目６番11号
破産者　長坂　弥生
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７５号
岡山市南区松浜町７番30号
破産者　小倉　定之
1　決定年月日　平成25年４月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９８号
栃木県足利市小俣町1324番地５
破産者　株式会社工大建設
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第６８号
新潟県長岡市平２丁目２番44号
破産者　株式会社タケリヨー
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第５７７号
金沢市緑が丘３番12号
破産者　岡田建設株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２７号
滋賀県草津市矢橋町663―22―３Ｆ
破産者　株式会社ＮｅｗＢａｌｌ
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３９号
和歌山市園部1443番地
破産者　株式会社電栄社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４２８号
和歌山県岩出市根来1270番地
破産者　フタバ産業株式会社
1　決定年月日　平成25年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係